

議案第 14 号

君津市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

君津市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 27 年 2 月 23 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

一般廃棄物処理手数料のうち、指定ごみ袋によって排出される廃棄物の手数料の額を改定するため、君津市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例（平成 7 年君津市条例第 21 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例の一部を改正する条例

君津市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例（平成7年君津市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第33条の見出し中「自己処理責任等」を「自己処理責任」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 事業者は、その事業系一般廃棄物を適正に分別し、排出するよう努めるものとする。

第33条第3項を削る。

第36条中「市の処理施設等」を「市の処理施設又は市長の指定する処理施設（以下「市の処理施設等」という。）」に改める。

第37条第1項中「収集、運搬及び処分」を「受入れ」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定により、事業系一般廃棄物を市の処理施設等に搬入しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、承認を受けなければならない。

第37条に次の1項を加える。

3 前項の承認を受けた者は、事業系一般廃棄物を適正に分別して搬入しなければならない。

第49条の2中「小袋、中袋及び大袋」を「小袋（20リットル相当）、中袋（30リットル相当）及び大袋（40リットル相当）」に改める。

第49条の3を次のように改める。

（指定ごみ袋の配布）

第49条の3 市長は、本市の住民基本台帳に記録されている者の世帯が、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより可燃ごみ用指定ごみ袋を配布する。

(1) 2歳6か月に満たない者を養育しているとき

(2) 規則で定める寝たきり老人等を介護しているとき

(3) 前2号に掲げるもののほか特別な事情があると認められるとき

第49条の5中「、引換券」を削る。

第50条第1項第2号を次のように改める。

(2) 第49条の3の規定により可燃ごみ用指定ごみ袋が配布される世帯から排出される可燃ごみの家庭廃棄物（第36条の規定により、臨時に市の処理施設等に搬入するものを除く。）であって、当該世帯に配布される可燃ごみ用指定ごみ袋の枚数に相当する量以内のもの

第50条中第2項及び第3項を削り、第4項を第2項とし、第5項を第3項とする。

別表第1中「第50条第4項」を「第50条第2項」に、

「

可燃ごみ 及び不燃 ごみ	家庭廃棄物及 び事業系一般 廃棄物	指定ごみ袋 小袋1枚につき	90円
		指定ごみ袋 中袋1枚につき	135円
		指定ごみ袋 大袋1枚につき	180円

を

」

「

可燃ごみ及び不燃ごみ	指定ごみ袋 小袋（20リットル相当）1枚につき	20円
	指定ごみ袋 中袋（30リットル相当）1枚につき	30円
	指定ごみ袋 大袋（40リットル相当）1枚につき	40円

に

」

改める。

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。